

第9期事業計画期間（令和6年度～令和8年度）における第1号被保険者の保険料段階設定

段階設定	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 	基準額 ×0.455 (×0.285)	35,490円 (22,230円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超、120万円以下の方	基準額 ×0.685 (×0.485)	53,430円 (37,830円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.690 (×0.685)	53,820円 (53,430円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	70,200円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額 ×1.00	78,000円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	93,600円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	101,400円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	117,000円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	132,600円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	148,200円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	163,800円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	179,400円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	187,200円

※第1～3段階については、公費による負担軽減を行います。（ ）内の数値は軽減後のものです。